

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 新座市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	7	89,100	7	0	0	89,100
1	80	キシレン	7	2	700,000	3	0	0	700,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	9	32,100	10	32,100	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	2	9	1,810	15	1,810	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	11	2,100	13	2,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	1	1,209,680	2	680	0	1,209,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6	3	59,200	9	0	0	59,200
1	300	トルエン	6	3	1,590,000	1	0	0	1,590,000
1	304	鉛	1	11	280,000	5	280,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	3	485,000	4	0	0	485,000
1	400	ベンゼン	6	3	91,000	6	0	0	91,000
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	7,000	12	7,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	11	10,000	11	10,000	0	0
3	21	硝酸	1	11	1,900	14	1,900	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	67,610	8	67,610	0	0
合計			—	—	4,626,500	—	403,200	0	4,223,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。